

(仮称)横須賀市給食条例パブリックコメント再提出の提案理由

平成21年4月、国の学校給食法が食育の観点から改正されたことにより、学校給食を活用した食育の充実が新たに定められました。

市議会では「中学校完全給食の早期実現を求める決議」や請願等の審議、保護者等の意見・要望を踏まえ、教育委員会に対して、スクール・ランチ事業の取組と現状、他都市の中学校給食の実施状況、学校給食を活用した食育の推進、生徒の健康増進と食事の栄養バランス、食材の安全・安心、家庭環境や経済状況の変化に伴う負担軽減などを考慮するよう以前より申し入れてきました。

しかし、吉田市長は一貫して財政上の理由から中学校完全給食を受け入れないという発言を繰り返してきましたが、議会や市民の要請により、平成28年の3月議会においてようやく方針転換を決め、新年度予算として議会は実現可能な調査費として約630万円の修正を行いました。

その後、平成28年7月の総合教育会議において中学校完全給食を実施していくという方針が決まり、中学校完全給食実施へ向け、現地調査を含めた計画が始動しています。

ここで、我々議会有志は、議会が横須賀の政策を決定するという本旨により、横須賀市にふさわしい中学校給食の実現に向け次のようなメッセージを届けたいと思います。

横須賀の子どもたちは、海風を感じ、緑豊かな自然に抱かれて、「大樹に育て」との父、母たちの愛情に包まれて成長している。その成長を支える大切な「食」をすべての横須賀の子どもたちに提供することは、横須賀の未来を耕すことであり、私たち大人が汗を流して担う作業である。やがて大樹へと成長した子どもたちは、しっかりと横須賀の大地に根を張り、私たちの思いを次世代へと繋いでくれるに違いないとの願いを込め、本市の小学校及び特別支援学校に加えて中学校においても完全給食を実施することを目的として、「(仮称)横須賀市給食条例」を制定します。

また、今回2度目のパブリックコメントを実施する理由としては

- ① 現在、特別支援学校の幼稚部及び高等部において学校給食が実施されており、条文に実施対象者として記載することが望ましいという関係者の意見を取り入れ、第1条趣旨、第2条定義の内、学校給食・学校給食費・保護者等、第3条学校給食の実施、第4条書類の提出、第5条第2項給食費の徴収、について条文の表現を拡大するものです。
- ② 第7条給食費の納付では、納入通知の送付という表現から、給食費を納付しなければならない、という義務規定に改めました。
- ③ 第9条学校給食運営審議会の定員を10名以内から15名以内に拡大しました。

以上、大きく3点の改正を盛り込んだため、もう一度市民意見を聞くため、再度のパブリックコメントを実施することとしました。

逐条解説に代わる、主要目的の解説

(完全給食の実施)

1. 本市の小学校及び特別支援学校に加えて中学校においても、完全給食による学校給食を提供することを目的としています。

現在小学校及び特別支援学校は完全給食、中学校はミルク給食、という状況に子どもたちの保護者から長い間、中学校の完全給食の要望が出されていました。しかし、市は財政的な理由からミルク給食、あるいは注文弁当などで対応してきましたが、もっとも身体の成長が著しい中学校時代に十分な栄養バランスのとれた完全給食を提供できることは、将来を担う子どもたちの成長に市が責任を持って取り組むことにつながります。

また、アレルギーなどで完全給食を食べられない児童生徒については選択することができるようにいたします。

(給食費の公会計への移行)

2. 現在まで、保護者の皆様から集める給食費は、児童生徒が学校に持参、あるいは各学校が指定する金融機関に振り込むなどして学校長に納められ、その後学校給食会に食材費として納入されていました。

しかし、学校に任せる任意の会計処理をしてきたため、本来負担できるのに負担しない保護者によって、公平な給食体制を維持することが次第に困難になり、その事務を担当する教職員の負担も過大となってきました。

そのため、本条例では次の目的を達成するため、給食費を契約債権として横須賀市の公会計といたします。

- ① 透明性、公平性の向上

市の予算に位置づけることで、市の行政責任が明確となり、予算・決算等を市の会計で管理運用し、議会が議決することになります。

- ② 安全性の向上

給食費の納入に児童生徒を含む学校を介さないことで安全性を確保することができます。

- ③ 利便性の向上

学校での集金の廃止、学校が指定する金融機関ではなく、市の扱いになることにより市内の多様な金融機関が利用できることになり保護者の負担が軽減します。

(給食費等を審議会で決める)

3. 本市の小学校給食は、学校給食法に基づく根拠条例がありません。

従って、本条例に基づき、給食費及び給食全般の変更・改正については、市民代表・教育者代表・学識経験者などによって構成される学校給食運営審議会で審議して、規則で定めることとしました。これによって社会情勢等の理由により給食費を改正しなければならない場合でも、多くの方の意見を反映することになります。